

全国市町村情報管理主管課長会 会則

(名称)

第1条 この会は、全国市町村情報管理主管課長会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、全国の市町村相互の密接な連携を図り、市町村の情報化推進に関する諸課題について相互研究することにより市町村間の情報化格差の是正や市町村の情報化促進及び本会の効率的な運営をすることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 行政情報化、地域情報化に関する情報の交換及び調査研究
- 二 講演会等の開催
- 三 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、地方自治法第1条の3第2項の市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市を除く。）の情報管理主管課長を会員とする。

(会員の責務)

第5条 本会の会員は、本会会則第2条及び第3条の規定に基づき、会員相互に協力することとする。

(会員資格の喪失)

第6条 本会の会員資格は、本会会則第4条の会員でなくなったときに喪失する。

(役員)

第7条 本会に役員として幹事7名以内を置く。

- 2 幹事は、別表に掲げるブロックごとに、会員の互選により1名を選出し、本会の企画運営に当たる。
- 3 本会に、会長及び副会長をそれぞれ1名置き、幹事のうちから選出する。
- 4 会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき会長の職務を代理する。
- 5 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。
- 7 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会に、次の会議を置く。

- 一 総会 本会則の改正及び本会の運営に関する重要な事項に係る決定を行う。
- 二 役員会議 事業計画の立案、会員からの要望やその他本会の運営に関連する事項の協議・決定等を行う。
- 三 情報交換会議 市町村の情報化推進に関する諸課題について相互研究を行う。

(会議形式)

第9条 会議形式は、一同に会する会議（以下「集合会議」という。）及びインターネット等を利用する会議（以下「遠隔会議」という。）とする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、地方公共団体情報システム機構内に置く。

(雑 則)

第 1 1 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営管理に必要な事項は、別に定める。

2 本会則の改正及び本会の運営に関する重要な事項については、総会で決定するものとし、それ以外の事項については、役員会議で決定し、会員に報告する。

(付 則)

この会則は、平成 1 4 年 1 0 月 1 8 日から適用する。

(付 則)

この会則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 ブロックの区分

ブロック	構成県
北海道・東北ブロック	北海道、宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県
関東・甲信静越ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
東海・北陸ブロック	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国ブロック	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県